

要望事項 (優先順位 5)

川端通(北山通～馬橋)の東側歩道の防護柵の設置について

要 旨

川端通は、路線バスの運行も含め、交通量の多い幹線道路です。当該箇所の東側歩道は非常に狭いうえに、中央部に電柱が設置されており、歩行者が車道を歩く事もあります。しかも、山端川端町「ウエリス京都修学院」の小学生にとっては一部通学路になっております。

歩行者の安全と子供たちの安全な通学路を確保するため、ぜひとも防護柵の設置を要望いたします。

(備考)別紙、「ウエリス京都修学院」管理組合から左京土木事務所に提出されました要望書(写)を添付します。

**回 答
(建設局)**

1 歩道に歩行者自転車用柵の設置要望について

歩道に防護柵を設置する場合、設置後の歩道幅員は車椅子と歩行者がすれ違える幅員(1.75メートル(※))を確保する必要があります。御要望いただいた区間の歩道幅員(約1.5メートル)に防護柵を設置するには、歩道を拡幅する必要があります。多大な事業費が必要となるため、設置は困難です。

※ 本市では、歩道に防護柵を設置する場合など、道路構造の技術的基準である「京都市道路構造条例」を制定しております。

2 歩道上に設置されている電柱の設置場所の移動要望について

本市では、電柱が歩道の真中に建ち、歩道幅員が0.8メートル未満となる場合、電柱を移設する事業を行っています。歩道幅員が0.8メートル未満となっているマンション以南の電柱については、移設の可否も含め、関係機関と協議をしてみたいです。